

このとき、その施設や機材を宗教団体に委託して、先んじて老後と祭りを準備せよといふ指示がなされた。

孤獨老人処理状況

依託年月	人員	引揚地	委託先	補
二一三	一名	米 国	上地愛聖園	女(七〇才)
二一四	三十一名	濠州 メルボルン	東京部移住区 浴風園	
二一六	三名	カナダ	横浜市戸塚 聖母の園(二名) 浴風園(一名)	女(八六才)
計	二十五名(女)	最高年令八六才、最低年令六七才、平均年令七〇才		

(二) 無縁故者の定着援護

夢に描いた内地の土は踏んだが、さて何処へ行つたものやら、といふ聲援がない無縁故者、その多くは帰るべき故郷を失つた沖繩人である。いつかの聯合軍の方針は米軍帰還を待たなかつた。こうした人達、郷里へ帰れないことを知つた後の淋しい諦めから身の振り方に思ひ到つた時、預り所

をてな自身には上陸第一夜を過ぎた援護所が思ひ違ふのは当然であらう。この援護所に落ちつたものの希望も併し急務援護と云ふ援護者の連前から容れられず、止むなく定着援護として集団送出しを計る果は依頼して集団定着させることに決定したが、さて渡入票との折衝にも、住宅、寝具、職業、旅費定着と必要とするものは、之として沖繩へでそれ以外のものは、之れを補つてゐる。昭和二十一年一月十日より昭和三十二年三月まで、既に此の時から本島の他の回ヶ所の援護所の収容中のポナペ、シバト、ト、移したのが最初であつた。既に此の時から本島の他の回ヶ所の援護所の収容中のポナペ、シバト等の引揚神總人は三十五名を数へるに至り、合計の収容力に大きな支障を生じてゐた。

この時、連日戦時中その家族が九州各県へ疎開して来てゐることを知つて、この人達の詩へ「日もあつて故郷の椰子なり」と聞きた、と云ふ矢の椰子を賞持で、いたずら九州まで、もと帰つたが、この一方一時許されてゐるに沖繩の南島への帰還までが、その後中止になつたので九州には沖繩人を見送ると云ふ結果になり、聯合軍からも指令があつて、九州まで送ることも急務取り此のほほな、いふなり引揚者の切なる帰心と、それを押し止める局側との間に対立の空氣さへ生じたことゝなつた。

この時、疎開してゐる家族の安否だけでも判つたら知らせてやりたいとの局の親心から九州五回ヶ所に疎開者の名簿を送付してもらうやう依頼したが、これを拒絶して返に届かなかつた。この時は特別の苦心があつたわけである。この時の指導はよく此の間には決して支障なく事を運ばせてくれたのである。

県名	月日	場所	送出実人員	引揚地別
埼玉県	三月七日	蕨市野原	二六三人	ロバ、テニシ、カキ
	三月十四日	横濱市金沢町金沢	一二七人	ロバ、テニシ、カキ
	三月二十七日	〃	七五人	ロバ、テニシ、カキ
	三月二十九日	〃	七〇人	ロバ、テニシ、カキ
	四月九日	〃	六人	メルボルン
	四月十八日	〃	一五五人	〃
	三月三日	蕨市蕨アパート有信寮	一〇人	米本土
	三月十九日	〃	一五人	〃
	三月二十五日	〃	七人	〃
	四月十四日	深谷同腹看護会深谷寮	九五人	〃
	五月一日	上福岡引揚民收容所	三〇九人	〃
			小計 四三六人	
			合計 一、〇二八人	

各県に依頼して逐次移送して居たが、收容所も四月末になつて、ほぼ満員となり、今後毎週移送が困難となる状況になつたので、引揚看護院に打合せの結果、新に茨城県、群馬県、栃木県に於て取りあ

へ下、それやれ三〇名づつ受け入れてくれる事になつた。此の時下度浦賀は台湾、廣東等よりロバ、カキ、相当数の沖縄人の出て来る事が予想されたのであるが、然し事實はこの予想に反して、五月から七月迄實際に定着したのは左の通りであつた。尚群馬県に於ては農家に分宿し灌漑工事に従事する事になつた。

県名	月日	場所	送出実人員	引揚地別
茨城県	五月十五日	土浦市旧海軍軍医航空隊女子寮	一二人	ダバオ
	七月九日	〃	一三五人	タイ、カナダ
	七月十五日	〃	一五人	カナダ
			小計 一六二人	
群馬県	五月十五日	利根郡古馬牧場後園	二〇人	廣東
	六月七日	利根郡古馬牧場後園	一一人	〃
栃木県	六月七日	利根郡古馬牧場後園	一四人	廣東、台湾
	六月七日	利根郡古馬牧場後園	二〇人	〃
			小計 六五人	
			合計 二二七人	

八月十五日を期して、茨城県、群馬県、栃木県、各県大島へ帰還出来る。尚、打切りとなり、専ら日本人内地の縁故先のない者を移送する事

定着援護(集国)状況一覽表

(十月一日現在)

場所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計
徳島市公設町公民館	五五五	五五五	三二二	三二二							三二二
徳島市西遊町公民館		三三八									三三八
徳島市西遊町公民館		一八八	九四〇	二八二							一四一〇
徳島市西遊町公民館		八三	三三								一一六
川越市同徳河電気寮		二一九									二一九
上福岡引移民収容所				九九							九九
沼津市元海軍工作学校跡											
徳島市元海軍工廠跡		二八四									二八四
徳島市元海軍工廠跡		三四五									三四五
徳島市元海軍工廠跡											
徳島市元海軍工廠跡											
徳島市元海軍工廠跡											
計	三五四	一三六八	五五二	四二六	三三三	二四二	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	六四四四

定着援護(集国個人)状況一覽表

(十月一日現在)

場所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	計
徳島市金沢町公民館	五五五	五五五	三二二	三二二							三二二
徳島市金沢町公民館		三三八									三三八
徳島市金沢町公民館		一八八	九四〇	二八二							一四一〇
徳島市金沢町公民館		八三	三三								一一六
川越市同徳河電気寮		二一九									二一九
上福岡引移民収容所				九九							九九
沼津市元海軍工作学校跡											
徳島市元海軍工廠跡		二八四									二八四
徳島市元海軍工廠跡		三四五									三四五
徳島市元海軍工廠跡											
徳島市元海軍工廠跡											
計	三五四	一三六八	五五二	四二六	三三三	二四二	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	六四四四

一 救急援護業務の概況 日次

第一節 金品の検査 一頁
 第二節 積荷金の處理、目録決定後月別統計 四頁
 第三節 応急援護金支給状況 九頁
 第四節 給食並に被服等の給付状況 一三頁
 第五節 收容宿泊状況 一五頁

一 上陸指導及收容作業
 イ 入港予定
 ロ 上陸予定
 收容作業

(1) 船内連絡
 (2) 乗船名簿
 (3) 上陸

イ 宿舎收容
 宿泊状況
 印象に残る收容作業

イ 病院船員その他
 シ、北木こっかナグ」のらの勿楊松

第八節 引揚地別平均帯日数

一 引揚地別平均帯日数

二 引揚地別平均帯日数

三 引揚地別平均帯日数

四 引揚地別平均帯日数

第九節 引揚地別平均帯日数

一 引揚地別平均帯日数

二 引揚地別平均帯日数

三 引揚地別平均帯日数

四 引揚地別平均帯日数

五 引揚地別平均帯日数

六 引揚地別平均帯日数

七 引揚地別平均帯日数

八 引揚地別平均帯日数

九 引揚地別平均帯日数

十 引揚地別平均帯日数

十一 引揚地別平均帯日数

十二 引揚地別平均帯日数

十三 引揚地別平均帯日数

十四 引揚地別平均帯日数

十五 引揚地別平均帯日数

引揚相模の状況

引揚相模の状況

上陸収容輸送

送付輸送

飲服輸送

復讐輸送

各施設所自給の差の輸送

医療輸送

其の他の輸送

鉄道輸送

人員輸送の状況

上陸収容輸送

軍人の場合

健康者

患者及び歩行困難者

民間人の場合

壮年男子

老幼婦女子

送付輸送

患者輸送

其の他の輸送

鉄道輸送

引揚相模の状況

第一復員部の引揚相模状況

問合七係業務内容の支達

健康者の上陸

患者及び歩行困難者

各施設所自給の差の輸送

復讐輸送

各施設所自給の差の輸送

医療輸送

其の他の輸送

鉄道輸送

人員輸送の状況

上陸収容輸送

軍人の場合

健康者

患者及び歩行困難者

民間人の場合

壮年男子

老幼婦女子

第一節 心志提議書概況

著者の多くは内地を離れて永い年月を異郷に暮り、その間、激変した内地の社会事情の只中へ突然突
撃されたので全く想像もつかない苦難の中へ一つく行くのである。そこで此の人達は國內状況がどう
なるか引揚者は一体と人々に扱はれるだらうか、こいふやうな心配で一杯であらうかと思はれるの上陸
後の収容期間中にはあるか、この激変した情勢の一部だけでも知らせると共に、他をも理解で
きるべく作つておいてやうたいと、この心志提議書といふところにはこいふことあり、こいふことありと
送り出されるのである。こいふ心志提議書の必要を説明した印刷物を配布した。
こいふ提議書は内地にこいふ急激な提議の状況あり、上陸から帰郷までの極めて多忙な短時間間に扱
う必要を知り併せて移り変つた社会情勢、戦災の様子までを採録して「引揚者の皆様へ」と題し
てある。

金品検査
本邦に於ける金貨の業務には關係なく税関に検査の便宜と立場から考慮して、金貨の引揚
に對しては税関としても態勢を整へなかつたので決して秘密には行はれなかつた。その後も引揚者は
本邦に於てはそれ／＼の送金例に於て特種品と特種品に制限されて居り且つ初期に引揚けた比島の方
へその方の人々の如き何一つの所持品もなく全くの裸身裸足といつてよい有様をシヤンゲルとニヤケ
に廻つたそのまゝの格構で上陸したやうな人達に對しては金品検査などは全く意味のない事である。
かゝるに本島としては痛心の引揚者はとにかく温くお迎へするといふ大方針の下に金品に對しては引
揚者の利益のための新圖交換等々を行つたが検査のごときことには全然ふれもせず、考へたこともな
かつた。またそれが保護業務本采の邊でもおると思ふ。

第三章 持留金の取扱の處理 日銀券交換月別統計

持留金の取扱は外地と内地のつらなため初期は地域毎に区々になつて居て引揚者にも氣の毒であり
取扱小側としても處理に煩つたことが多かつたが、昭和二十一年十月二十五日に紙幣第一五八号で大蔵省外
務局長に海運部局長官から各海運局長に宛てて、紙幣の送付に於ては以後取扱の方針は一途決定した
り。

一 持留金の取扱限度は一人当り一般に及平紙幣十圓、軍人は折換（見習士官、准士官を含む）は五
百圓、下士官以下は三百圓とする。

二 交換の場所は上陸地に限定してその他の場では一切交換は行はない。

三 交換取扱者は最寄りの日本銀行支店か代理店とする。

四 現地通貨との交換率は銀行券、台紙券均紙幣日本圓と等價にする。

五 交換限度を超過する現地通貨即ち、の持留限度を越えて積つて来たものは所管の海運局の発行す
る保管証を本人に交付して保管する。

六 預金通帳、送金小切手等の他の証書や一切の証券並に持留限度内の通貨以外のものは、之に準じて
保管する。

七 預金、送金、送付したものが、この交換事務は消費税を所管する横浜税関消費出張所で取扱つた（当時開
港）昭和二十一年十月七日南洋群島からの引揚船水川丸で帰つて来た陸海軍人二千五百九十名が最
後、

八 渡内の特種引揚りばかりで限度外に持帰つたものは一人が百かつた。
九 渡内の特種引揚りばかりで限度外に持帰つたものは一人が百かつた。
十 渡内の特種引揚りばかりで限度外に持帰つたものは一人が百かつた。

